

食品安全委員会新開発食品専門調査会

(第126回) 議事録

1. 日時 令和5年5月10日(水) 10:00~10:16

2. 場所 食品安全委員会 大会議室 (Web会議システムを併用)

3. 議事

- (1) 専門委員の紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

井上専門委員、杉本専門委員、高橋専門員、東泉専門委員、豊田専門委員、
中島専門委員、本間専門委員、山本専門委員、和田専門委員

(食品安全委員会)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、前間評価第二課長、井上評価情報分析官、
奥藤課長補佐、神津評価専門職、山口係長、今村技術参与

5. 配布資料

- 資料1 食品安全委員会専門調査会運営規程
- 資料2 食品安全委員会における調査審議方法等について
- 資料3 「食品安全委員会における調査審議方法等について(平成15年10月2日食品安全委員会決定)」に係る確認書について
- 参考資料1 特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について(平成19年5月10日 食品安全委員会決定)
- 参考資料2 特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方(平成16年7月21日新開発食品専門調査会)

6. 議事内容

○井上評価情報分析官 事務局でございます。

定刻となりましたので、ただいまより第126回「新開発食品専門調査会」を開催いたします。

座長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきます。評価情報分析官、井上と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、ウェブ会議システムを併用した形で、公開で開催をしております。

また、本専門調査会の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

食品安全委員会の専門調査会は、令和3年10月1日付で専門委員の改選が行われております。この新開発食品専門調査会は、本日が選任後最初の会合となっておりますので、まず初めに、山本食品安全委員会委員長より御挨拶を申し上げます。

○山本委員長 皆さん、おはようございます。食品安全委員会の山本でございます。

新開発食品専門調査会では、主に特定保健用食品の安全性評価を行っていただいております。特定保健用食品は人での有効性をうたおうとするものですので、人で生理作用を持つこととなります。このため、食品添加物などの他分野のリスク評価とは異なる難しさがございます。効果としては表裏一体でございますので、意図した以外の生理作用をもたらす可能性も高くなりますが、これが安全上問題とならない程度であるかという見極めが必要な場合も出てまいります。

また、今後、本調査会で御審議いただく品目には、特定保健用食品のうち、疾病リスク低減表示に係る申請品目もあり、これまで御審議いただいた品目とは異なるタイプの表示、許可申請もあることから、慎重な食品健康影響評価が求められるものと考えております。

専門委員の先生方におかれましては、各分野における最先端の専門的知識を生かして調査審議をいただければ幸いです。

食品安全委員会は、リスク評価機関として独立性と中立性を確保しつつ、科学的知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを考えております。専門委員の皆様におかれましては、この大原則を御理解の上、それぞれ専門の分野の科学的知見や経験を踏まえ、積極的に専門調査会での御審議に御参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、食品安全委員会の審議につきましては、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合などを除き、原則公開ということになってございます。

新開発食品専門調査会では企業の知的財産等の内容を基に審議することになっておりますことから、個別品目の審議は非公開であるものの、議事録は遅滞なく公開することとしておりまして、このメリットとしまして、専門委員の皆様の専門知識を生かした御発言や最終的な判断、決定に至るまでの議論を広く公開することによって、審議対象となった品目の評価方法の概要や活用の意義といったものを国民の皆様にも広く御理解いただけるよう

に、情報の共有に資するものと考えてございます。

最後になりますが、食品安全委員会の活動には、国の内外を問わず深い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものでございます。専門委員の皆様におかれましては、科学的に妥当性の高い食品健康影響評価が遂行できますように御尽力いただきますよう重ねてお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○井上評価情報分析官 山本委員長、ありがとうございました。

続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、議事次第、専門委員名簿のほかに、資料が3点、参考資料が2点でございます。

資料1が「食品安全委員会専門調査会運営規程」。

資料2が「食品安全委員会における調査審議方法等について」。

資料3『「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について」。

参考資料1が「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」。

参考資料2が「特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方」でございます。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。不足等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

それでは、議事に入ります。

カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

議事(1)の「専門委員等の紹介」でございます。

お手元の専門委員名簿を御覧ください。

委員名簿にございますとおり、新開発食品専門調査会は10名の専門委員から構成されております。

私のほうから、名簿の順番でお名前を御紹介させていただきます。

井上真由美専門委員でございます。よろしくお願いいたします。

佐藤隆一郎専門委員は、所用により本日御欠席でございます。

続きまして、杉本直樹専門委員でございます。よろしくお願いいたします。

高橋祐次専門委員でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、東泉裕子専門委員でございます。よろしくお願いいたします。

豊田武士専門委員でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、中島孝則専門委員でございます。よろしくお願いいたします。

本間正充専門委員でございます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、山本精一郎専門委員でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、和田政裕専門委員でございます。よろしくお願いいたします。

食品安全委員会からは、浅野委員、川西委員、脇委員に御出席いただいております。

最後に、事務局の御紹介をさせていただきます。

事務局、中事務局次長。よろしくお願ひいたします。

前間評価第二課長。よろしくお願ひいたします。

奥藤課長補佐。

神津評価専門職。

山口係長。

今村技術参与。

最後に私、井上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、議事の(2)「専門調査会の運営等について」でございます。

お手元の資料1の「食品安全委員会専門調査会運営規程」及び資料2の「調査審議方法等について」を御覧ください。

要点のみ御説明をさせていただきます。

まず、資料1でございます。「食品安全委員会専門調査会等運営規定」でございます。

まず、第2条でございますが、専門調査会の設置等を定めております。委員会に設置が定められた専門調査会は、おめくりいただいて3ページから4ページに掲載の別表に記載がございますが、新開発食品専門調査会に関しては4ページでございます。所掌といたしましては、「新開発食品及び特定保健用食品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議をすること」と規定をされております。

1ページ目にお戻りいただきまして、2条3項、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」となっております。

続いて、第5項は座長代理の指名について規定をしております。

この1ページ目の最後、第4条でございますが、「座長は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる」と規定をされており、次の2ページでございますが、第4条の3項、「座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる」としております。

続きまして、資料2を御覧いただければと思います。

資料2、「食品安全委員会における調査審議方法等について」でございます。

中ほど、2の「委員会等における調査審議等への参加について」でございます。

(1)は、「委員会等は、その所属する委員又は専門委員が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする」と規定をされており、具体的には①から次の2ページの上段の⑥まで記載をしておりますが、申請資料の作成等に協力した場合など、記載をしておりますので、御確認いただければと思います。

また、2ページの(2)でございます。任命された日から起算して過去3年間において、該当する事実の有無を記載した確認書を提出するものとされており、各委員より既に提出いただいております。

(4)でございます。提出のあった日以降に開催する委員会等の都度、当該確認書に記

載された事実の確認を行うという規定でございます。個別品目について御審議をお願いする際に、確認書の内容について変更等がないか確認をお願いできればと思います。

説明は以上でございます。

何か質問等はございますでしょうか。

よろしければ御説明をいたしました内容を御理解、御留意の上、専門委員としてお務めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次に議事の（３）に移らせていただきます。議事の（３）座長の選出、座長の代理の指名でございます。

まず、座長の選出をお願いしたいと思います。座長につきましては、食品安全委員会専門調査会等運営規程の第２条第３項、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」とされております。

専門委員の皆様から御発言をお願いできればと思います。

本間専門委員、お願いいたします。

○本間専門委員 私からは、高橋祐次専門委員が座長としてふさわしいのではないかと思いますので、推薦いたします。

○井上評価情報分析官 本間専門委員、ありがとうございます。

ほかに御発言はございますでしょうか。

山本専門委員、お願いいたします。

○山本専門委員 山本です。

私も高橋専門委員が適切だと思います。高橋専門委員をお願いしたいと思います。

○井上評価情報分析官 山本専門委員、ありがとうございます。

ただいま、本間専門委員、山本専門委員から高橋専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでございましょうか。御賛同いただけます場合は、青色の同意カードなどで御提示いただければと思います。

（専門委員同意）

○井上評価情報分析官 ありがとうございます。

和田先生、ありがとうございます。

それでは、委員の先生方から御賛同いただきましたので、高橋専門委員に座長をお願いしたいと思います。

それでは、高橋座長から一言御挨拶をお願いできればと思います。

○高橋座長 高橋でございます。

本間先生、山本先生、御推薦ありがとうございます。

それから、専門委員の先生方、御賛同いただきまして誠にありがとうございます。

座長としまして精いっぱい務めさせていただきますので、専門委員の先生方、それから、事務局の方々、どうぞお力添えいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○井上評価情報分析官 ありがとうございます。

続きまして、食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第5項、「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とございます。座長代理の指名を座長にお願いしたいと思います。

また、これ以降の議事の進行を高橋座長、よろしく願いいたします。

○高橋座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から御説明があった座長代理の指名についてですが、私から座長代理として杉本専門委員と井上専門委員にお務めをお願いしたく、指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(専門委員同意)

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、杉本専門委員と井上専門委員から一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○杉本座長代理 国立衛研の杉本です。

何か高橋座長のほうに問題がありましたら引き受けますので、よろしく願いいたします。

○井上座長代理 京都大学の井上真由美でございます。

御指名いただき、どうもありがとうございます。精いっぱい務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

では、事故がございましたらどうぞよろしく願いいたします。

ここで、予定されていた議事につきましては一通り御議論いただきました。

では、続きまして、議事の(4)になりますね。「その他」ですが、事務局からほかにございますでしょうか。

○奥藤課長補佐 特にございません。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、これで第126回「新開発食品専門調査会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。